

iDeCoについてよくある質問 (Q & A集)

三井住友信託銀行

三重県社会福祉事業職員共済会

目次

1 iDeCoの制度概要について

頁

Q1 iDeCoはどのような制度ですか メリットは何ですか

職員

事業主

Q2 商品のくわしい内容はどのようなものですか

職員

Q3 iDeCoの加入はどのような流れですか

職員

p.1

Q4 iDeCoは事業主の負担はありますか

事業主

2 iDeCoの制度運用について

p.2

Q5 商品は変えられますか

職員

事業主

掛金の変更や休止することはできますか

Q6 すでに他行でiDeCoをしている場合は変更できますか

職員

事業主

Q7 転職（中途退職）しても続けられますか

職員

事業主

p.3

3 iDeCo加入時の手続き等について

Q8 加入手続き書類はどうすれば入手できますか

職員

事業主

Q9 投資教育セミナーの実施やDVD上映会のサポートを希望する場合はどうしたらよいですか

事業主

Q10 チラシ配布後、職員から詳細を聴きたいと要望があった場合窓口はどこですか

事業主

p.4

Q11 iDeCoは個人に関わることですが、事業者としてどのように対応すればいいのですか

事業主

Q12 iDeCoに関心のない職員へはどのように対応すればいいのですか

事業主

p.5

4 iDeCoと共済会との関わりについて（共済会回答）

Q13 iDeCoを実施して共済会の役割を果たしていけるのですか

事業主

Q14 運用面で退職手当金給付にマイナスに影響しないのですか

事業主

1 iDeCoの制度概要について

Q1 iDeCoはどのような制度ですか。
メリットは何ですか。

職員

事業主

A1 公的年金を補完し老後資産を補うための資産形成制度です。
iDeCoの最大の特徴は、以下の3つの税制優遇メリットがあることです。

- ① 掛金が全額所得控除されます。
確定拠出年金の掛金は、全額「小規模企業共済等掛金控除」の対象となり、課税所得額から差し引かれることで所得税・住民税が軽減されます。
- ② 確定拠出年金制度内での運用益が非課税で再投資されます。
金融商品の運用益は課税（源泉分離課税20.315%）対象となりますが、確定拠出年金内の運用商品の運用益については、非課税で再投資されます。
- ③ 受給時に所得控除を受けられます。
受給年齢に到達して確定拠出年金を一時金で受給する場合は「退職所得控除」、年金で受給する場合は「公的年金等控除」の対象となります。

Q2 商品のくわしい内容はどのようなものですか。

職員

A2 29本の商品ラインナップから自由に組み合わせ、選択が可能です。
投資信託と元本確保型商品でラインナップされており、その組み合わせも自由に行うことができます。

〈具体的商品の例〉

- ① 株式など個別資産に投資するもの
DC日本株式インデックスファンドL 等
- ② 1つの商品で分散投資を行うバランス型商品
DCマイセレクション50 等
- ③ 時間の経過とともに積極運用から安定運用に自動で切り替えるもの
DCターゲットイヤーファンド2050 等

Q3 iDeCoの加入はどのような流れですか。

職員

A3 加入の申込みは、三井住友信託銀行（運営管理機関）を通じて、加入申出書を国民年金基金連合会に提出します。
なお、iDeCoでは加入することのできる金融機関は1社だけとなります。
（金融機関により運用商品や提供するサービスが異なります）

Q4 iDeCoは事業主の負担はありますか。

事業主

A4 事業主の方は職員（国民年金第2号被保険者）に対して次の事項についてご協力をお願いします。

※第2号被保険者は事業所に雇用されている人が加入する厚生年金の被保険者が該当します。

① 加入時

○事業主の証明（勤務先の企業年金導入状況の申告）

② 加入後

○加入者の方の現況確認（在籍確認、勤務先の企業年金導入状況の確認）

○「小規模企業共済等掛金払込証明書」に基づく年末調整

〈掛金拠出〉

加入者の掛金は「個人払込み」となりますので、事業主が給与から天引きをする等のご負担はおかけしません。

〈年末調整〉

・毎年10月に国民年金基金連合会から「小規模企業共済等掛金払込証明書」を加入者に送付しますので、年末調整時に提出するようご案内下さい。

・なお、初回の掛金の納付が10月以降の加入者の方は証明書の発行が11月以降となりますので、確定申告による対応となります。

2 iDeCoの制度の運用について

Q5 商品は変えられますか。
掛金の変更や休止することはできますか。

職員

事業主

A5 〈職員〉

商品の変更はいつでも可能です。WEB又は三井住友信託銀行のコールセンターを通じて変更手続きしてください。

掛金額の変更は1年（12月分の掛金～翌11月分の掛金）に1回行うことができます。掛金額を変更する場合は、コールセンターへご連絡ください。

掛金の拠出を休止する場合は、コールセンターへご連絡ください。

なお、掛金の再拠出をする場合もご連絡ください。

〈事業主〉

事業主は加入者の商品変更や掛金拠出の変更等に係る手続きは必要ありません。

Q6 すでに他行でiDeCoをしている場合は変更することができますか。

A6 〈職員〉

取引している金融機関（運営管理機関）を変更することは可能です。

三井住友信託銀行のコールセンターまでご連絡ください。

なお、金融機関の変更に伴い、運用している商品を現金化するなど、資産及び記録の移換処理の完了まで、書類提出後2～3月程度の期間を要しますのでご注意ください。金融機関により、手数料をご負担いただく場合があります。

〈事業主〉

金融機関（運営管理機関）は職員自身が選択することになります。

なお、すでに他行でiDeCoに加入している職員については、金融機関（運営管理機関）を変更することも可能です。

Q7 転職（中途退職）しても続けられますか。

A7 〈職員〉

iDeCoは継続することができますが、就職先企業の制度により取扱いが異なる場合がありますので、三井住友信託銀行のコールセンターまでご連絡ください。

※ 自営業者等や扶養家族となる場合

引き続き、iDeCoは継続することができますが、国民年金の「被保険者」の種類が変わりますので、三井住友信託銀行へ手続きの書類を提出してください。

自営業者等(国民年金第1号被保険者)

扶養家族(国民年金第3号被保険者)

〈事業主〉

事業主は職員が退職した場合の手続きは必要ありません。

3 iDeCo加入時の手続き等について

Q8 加入手続き書類はどうすれば入手できますか。

職員

事業主

A8 加入手続き書類は、iDeCo資料セットに封入されております。
(下記のQRコードや弊社コールセンター経由でご請求)
加入をご検討されているご本人様から請求手続きをお願いします。

資料請求や
商品情報は
こちら



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

コールサービス
での資料請求・
全般の
お問い合わせ
窓口はこちら

三井住友信託銀行確定拠出年金コールサービス
iDeCo専用ダイヤル

0800 - 3000 - 401 (通話料無料)

電話受付時間※/平日 10:00~18:00

土曜 9:00~17:00

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から営業時間を短縮しております。
上記は2021年4月現在の情報です。最新の受付時間はWEBにてご確認ください。

Q9 投資教育セミナーの実施やDVD上映会のサポート
を希望する場合はどうしたらよいですか。

事業主

A9 以下にお電話をお願いします。

お問い合わせ
窓口はこちら

三井住友信託銀行 名古屋年金営業部 杉浦/所

052-242-7353

電話受付時間/平日 9:00~17:00

Q10 チラシ配布後、職員から詳細を聴きたい要望があった場合、
窓口はどこですか。

事業主

A10 「上記コールサービス(0800-3000-401)にお気軽にお問い合わせ下さい。」
と職員様にお伝えください。

Q11 iDeCoは個人に関わることですが、事業者としてどのように対応すればいいのですか。

事業主

A11 少子高齢化社会の進展等により民間社会福祉施設の果たす役割が今後、ますます大きくなります。このような中で、人材確保は重要な課題であり、職員に対する福利厚生充実が求められています。公的年金の低下が見込まれる中、職員の老後資金確保を支援するiDeCoのような取組みが必要となっています。このような取組みの機会を職員に与えることは事業者にとって意義のあることと考えています。

Q12 iDeCoに関心のない職員へはどのように対応すればいいのですか。

事業主

A12 老後生活への不安を解消するきっかけづくりとして、投資教育セミナーやDVDをご活用・ご案内していただければと思います。

4 iDeCoと共済会との関わりについて（共済会回答）

Q13 iDeCoを実施して共済会の役割を果たしていけるのですか

事業主

A13 共済会は退職手当金の給付等会員の皆さんの福利厚生に係る各種の事業を実施しています。iDeCoに係る取組みは将来的に公的年金給付の低下が見込まれる中で会員の皆さんの老後資金の確保につながる支援として位置付けています。

Q14 運用面で退職手当金給付にマイナスに影響しないのですか

事業主

A14 iDeCoは会員の皆さんが自己資金を自主的に運用する制度です。従いまして、共済会の退職手当金原資に係る資産運用にはあたりませんのでご安心ください。